

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課) 1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○保安林の指定予定の通知	(治山林道課) 1
○漁船損害等補償法による同意成立(3件)	(漁業管理課) 1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅(3件)	(〃) 1
○土砂災害警戒区域の指定	(防災砂防課) 2
○高知県収入証紙売りさばき所の設置の承認	(会計企画課) 3
公告	
○換地処分の届出(四十万市)	(農業基盤課) 3
○換地処分の届出(高知広域都市計画事業潮江西部土地区画整理事業)	(都市計画課) 3
高知県公営企業局管理規程	
○高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	4

告示

高知県告示第53号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四十万市長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変更前			変更後	
大字	字	地番区域	大字	字
西土佐	岡本	631の一部	西土佐	水神谷

江川			江川	口
水神谷	657の一部	658に隣接する道路である市有地の一部	根場谷	口
	口			根場谷
根場谷	692の一部		水神谷	口
口				

備考 1 この表に表示されている区域に隣接する道路である市有地の全部を含むものとする。

2 上記地番は、平成21年12月25日現在の登記簿による。

高知県告示第54号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成21年12月1日	有限会社西田順天堂 東部店 安芸市庄ノ芝町3番地3	デイサービスセンターあつたか 安芸市庄ノ芝町3番地3 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第55号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
土佐清水市下ノ加江字長尾山2922の82、2922の84、2922の91、2922の92
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第56号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

十市加入区

高知県告示第57号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

上ノ加江加入区

高知県告示第58号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

志和加入区

高知県告示第59号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により平成18年2月高知県告示第84号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成22年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

十市加入区

高知県告示第60号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成18年2月高知県告示第85号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成22年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

上ノ加江加入区

高知県告示第61号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成18年2月高知県告示第86号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成22年2月1日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

志和加入区

高知県告示第62号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

箇所番号	区域の名称	区域の所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
381-37-213	奈呂中谷川	吾川郡いの町八田（別紙図面のとおり）	土石流
381-37-217	南九丁目谷支流	吾川郡いの町池ノ内及び天王南九丁目（別紙図面のとおり）	土石流
381-37-220a	柿谷東川(1)	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	土石流
381-37	柿谷東	吾川郡いの町池ノ内	土石流

-220b	川(2)	(別紙図面のとおり)					
381-37-223	萩ノ尾谷	吾川郡いの町八田（別紙図面のとおり）	土石流	I-1908	奈呂(1)	吾川郡いの町八田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
381-37-522	流田谷支流	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	土石流	I-1909	新田(1)	吾川郡いの町八田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
381-37-523	長谷谷支流	吾川郡いの町八田（別紙図面のとおり）	土石流	I-1910	宮ノ西	吾川郡いの町八田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1897	肩抜(1)	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-2016	天王北(1)	吾川郡いの町池ノ内、天王北一丁目、天王北二丁目、天王北三丁目、天王北四丁目及び八田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1898	肩抜(2)	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-2017	天王北(2)	吾川郡いの町天王北一丁目（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1899	肩抜(3)	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-2018	天王南(3)	吾川郡いの町天王南八丁目及び天王南九丁目（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1900	肩抜(4)	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-2019	天王南(4)	吾川郡いの町池ノ内、天王南六丁目及び天王南八丁目（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1901	肩抜(5)	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-2020	天王南(5)	吾川郡いの町天王南六丁目（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1902	ヒノクチ	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-2021	天王南(6)	吾川郡いの町天王南一丁目及び天王南二丁目（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1903	柿谷	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊	I-2022	天王南(7)	吾川郡いの町天王南一丁目及び八田（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊
I-1904	向森	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊				
I-1905	流田	吾川郡いの町池ノ内（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊				
I-1906	天王南(1)	吾川郡いの町池ノ内及び天王南九丁目（別紙図面のとおり）	急傾斜地の崩壊				
I-1907	天王南(2)	吾川郡いの町池ノ内、天王南一丁目、天王南二丁目、天王南三丁	急傾斜地の崩壊				

I-2023	梅ノ木(1)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4098	大奈呂(6)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4099	肩抜(6)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4100	肩抜(7)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4101	肩抜(8)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4102	肩抜(9)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4103	肩抜(10)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4104	肩抜(11)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4105	肩抜(12)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4106	肩抜(13)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4107	向流(1)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4108	向流(2)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4109	梅ノ木(2)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4110	梅ノ木(3)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4111	梅ノ木(4)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

II-4112	天王南(8)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4113	伊豆	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4114	奈呂(2)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4115	奈呂(3)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4116	奈呂(4)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4117	奈呂(5)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4118	新田(2)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4120	八田	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
II-4121	井流(1)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-213	肩抜(14)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-214	肩抜(15)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-215	肩抜(16)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-216	肩抜(17)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-217	肩抜(18)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-218	向流(3)	吾川郡いの町池ノ内(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

III-219	井流(2)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-220	奈呂(6)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊
III-221	新田(3)	吾川郡いの町八田(別紙図面のとおり)	急傾斜地の崩壊

高知県告示第63号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第4項の規定により新たに売りさばき所の設置について承認したので、次のとおり告示する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

高知市丸の内一丁目2番20号

高知県庁消費生活協同組合

代表理事 片岡 亘

2 売りさばき所の所在地及び名称

土佐清水市天神町11-2 土佐清水市役所内

高知県庁消費生活協同組合土佐清水市役所支部

3 承認年月日

平成22年2月2日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十市から西土佐地区(本村換地区)の換地処分を平成22年1月7日に行った旨の届出があった。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により高知市から高知広域都市計画事業潮江西部土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年2月2日

高知県知事 尾崎 正直

公営企業局管理規程

平成22年2月2日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第4号中「に掲げる場合」を「に規定する場合」に、「によらない疾病又は負傷及び」を「又は」に、「以下」を「以下の号において」に改め、同号ア中「3年以内」を「1年以内」に改め、同号ウを削り、同号エを同号ウとし、同号オ中「アからエまで」を「アからウまで」に、「150日（職員の責めに起因することが明らかであると認められる場合は、90日）以内」を「90日以内。ただし、高血圧症、動脈硬化症、脳血管疾患、虚血性心疾患、肝臓疾患、じん臓疾患、糖尿病、悪性新生物又は精神性疾患にあっては、更に引き続き60日以内で延長することができる。」に改め、同号オを同号エとし、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「若しくは事業と」を「又は事業と」に改め、同条第4項中「第2項第4号エ」を「第2項第4号ウ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の高知県公営企業局職員就業規程（第1号において「旧規程」という。）第29条第2項第4号ア、ウ又はオに掲げる疾病又は負傷のために病気休暇を使用している職員のこの規程の施行の日（第1号において「施行日」という。）以後における当該病気休暇の期間は、この規程による改正後の高知県公営企業局職員就業規程（第2号において「新規程」という。）第29条第2項第4号の規定にかかわらず、次の各号のいずれか短い期間とする。

- (1) 旧規程第29条第2項第4号の規定による病気休暇の期間から施行日前に使用された当該病気休暇の期間を減じた期間
(2) 新規程第29条第2項第4号の規定による病気休暇の期間